

発展に努めてまいったと自負をしております。また、職員労働組合との交渉は、常に私が責任を持ってやってまいりました。そして、国や県や他市町村あるいは会社、団体等、外部の皆さんとの折衝は、トップセールスマンとして市長が行う方がいいという考え方でやってきたつもりであります。

このような形がうまく機能し、全国でもトップクラスの改革を進めることができましたのも、市民の皆様、議会の皆様、国、県ご当局初め関係機関の皆様、助役、収入役、教育長、職員の皆様のご協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第であります。

私の残任期間、12月14日までほぼ9カ月、みずからの職責を全うした上で、公約どおり2期8年で次の人にバトンタッチをしていきたいと思っております。それは、市長という仕事が市民の皆さんに平等に広がっているということでもありますし、我こそはと思われる方は、意欲とビジョンを持っていらっしゃる方は、やる気のある方は、ぜひ名乗りを挙げていただき、「小泉劇場」ならぬ「長井劇場」を盛り上げ、時代の先頭に立つリーダーを市民の皆さんで選んでいただきたいと思っております。アメリカの大統領選挙のように、時間をかけて大いに政策論争をし、市民の皆さんが候補者を見きわめ、判断していただく年にしていきたいものだと思っております。

最後に、皆様の温かいご支援を得て、私は7年2ヵ月市政のトップとして「市民が主役、したがって民間が主役、行政がサポートをする」という立場を明確にしながら微力を尽くしてまいりました。この間、内外を取り巻く社会情勢の変化、極めて厳しい財政状況などから、困難な課題も多くなりましたが、これらの課題に対し、一つずつ取り組んでまいったと思っております。

私は今後も、市民の皆様が、生きがいを持って元気で楽しく働き、学び、遊べるよう、おもしろくて楽しい、住んでいてよかったと実感できるようなまちにしていきたいと思っております。そして、これからもチャンスが平等な社会、リターンマッチができる社会、頑張った人が報われる社会、安全安心のセーフティーネットが充実している社会づくりに全力を傾注してまいりたいと思っております。

市議会議員の皆様、市民の皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願いを申し上げます、平成18年度の施政方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○大沼 久議長 先ほど谷口栄子議員が出席しておりますので、ご報告いたします。

以上で、施政方針に関する説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、再開は、10時55分といたします。

+

午前10時47分 休憩

午前10時55分 再開

○大沼 久議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

#### 日程第4 報告第1号 寄附採納の報告について外2件

○大沼 久議長 日程第4、報告第1号 寄附採納の報告についてから、日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定について）までの以

上3件を一括議題といたします。

報告を受けることといたします。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 報告第1号 寄附採納の報告についてご報告を申し上げます。

内容につきましては、お手元の報告のとおりでございます。平成17年度中に寄附を受けたものでございます。このうち、心のまちづくり基金につきましては4件、7万2,806円。地域福祉基金につきましては2件、15万円。文教の杜運営基金につきましては3件、17万8,800円の寄附でございました。

いただきました物件、金員等につきましては、寄附の目的に沿って活用をさせていただいておりますことをご報告を申し上げますとともに、ご寄附をくださいました皆様に対し、心から厚く御礼を申し上げます。

以上、ご報告を申し上げます。

次に、報告第3号及び報告第4号の各専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

これらは、交通事故に係る損害賠償の額について、専決処分をさせていただいたものでございまして、報告第3号は、市が委託をしております生ごみ収集運搬業務中、相手車両が一時停止をせずに、交差点内に進入し発生した接触事故によるものでございます。

報告第4号につきましては、市営バスの運行中、相手方車両が自宅通路から道路に、一時停止及び確認もせずに進入したため発生した、接触事故によるものでございます。

公用車の運転につきましては、常に事故のないよう指導をいたしておるところでございますので、今後、なお一層の注意を喚起してまいりたいと思います。

以上です。

○大沼 久議長 報告が終わりました。

ただいま報告に対し、ご質疑ございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、これで報告を終わります。

日程第7 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度長井市一般会計補正予算第6号)

日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度長井市一般会計補正予算第7号)

○大沼 久議長 次に、日程第7、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度長井市一般会計補正予算第6号)及び日程第8、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度長井市一般会計補正予算第7号)の以上の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 報告第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本案は、平成17年度長井市一般会計補正予算第6号について、専決処分をさせていただいたものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に7,390万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ109億2,843万7,000円といたすものであります。

このたびの補正は、昨年12月からの豪雪により、不足する道路及び公共施設の除排雪経費を増額するため、所要の補正を行ったも

のでございます。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本案は、平成17年度長井市一般会計補正予算第7号について専決処分をさせていただいたものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に6,300万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ109億9,143万7,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、昨年12月からの豪雪により不足する道路及び公共施設の除排雪経費を増額するため、所要の補正を行ったものでございます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

それでは、報告第2号及び報告第5号の2件について一括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、一括して採決いたします。

報告第2号及び報告第5号の2件について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、報告第2号及び報告第5号は、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。これより上程いたします日程第9、議案第13号から日程第11、議案第17号までの3件は、委員会付託を省略し、全員でご審査願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

## 日程第9 議案第13号 除雪車による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定について外2件

○大沼 久議長 それでは、日程第9、議案第13号 除雪車による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定についてから、日程第11、議案第17号 字の区域及び名称の変更についてまでの以上3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 議案第13号 除雪車による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本案は、市が委託により貸与した除雪車による事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第14号 落雪による事故に係る損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本案は、消防ポンプ庫からの落雪による事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第17号 字の区域及び名称の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、寺泉地区の一部における国土調査法に基づく地籍調査事業の結果、従来定めておりました字の境界が、長い年月の移り変わりにより現状にそぐわない区画になっている

ことが判明したため、現地調査の結果を踏まえ、地籍調査実施区域内において字の区域及び名称の変更を行うためご提案申し上げますのでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

これより1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第9、議案第13号 除雪車による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第14号 落雪による事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第17号 字の区域及び名称の変更についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり決定いたしました。

## 日程第12 議案第15号 市道路線の廃止について外39件

○大沼 久議長 次に、日程第12、議案第15号 市道路線の廃止についてから、日程第51、議案第12号 平成18年度長井市水道事業会計予算までの以上40件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 議案第15号 市道路線の廃止についてご説明を申し上げます。

本案は、道路の完成並びに管理移管等に伴う道路8路線を廃止するためご提案申し上げますのでございます。

次に、議案第16号 市道路線の認定についてご説明を申し上げます。

本案は、道路の完成並びに管理移管等により、市道としての維持管理が必要となっております13路線を認定するためご提案申し上げます。

次に、議案第18号 運動公園整備事業用地の取得についてご説明を申し上げます。

本案は、市からの取得依頼に基づき、運動公園整備事業用地として、長井市土地開発公社が取得をしておりました土地を購入するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、ご提案申し上げます。

次に、議案第19号 長井市まちづくり基本条例の設定についてご説明を申し上げます。

本案は、市民と市とが協働し、自立した活力あるまちの実現に向けて、長井市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市が一体となったまちづくりを推進するための基本的な原則を定めるため、ご提案申し上げます。

次に、議案第20号 長井市国民保護協議会条例の設定についてご説明を申し上げます。

本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関し、広く市民の意見を求め、当該措置に関する施策を総合的に推進するため、ご提案申し上げます。

次に、議案第21号 長井市特定非営利活動法人に対する市民税課税免除条例の設定についてご説明を申し上げます。

本案は、特定非営利活動法人、いわゆるNPOの設立を支援し、活動基盤の早期確立を図るための税制面での優遇措置を定めるためご提案申し上げます。

次に、議案第22号 長井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説

明を申し上げます。

本案は、本市の公の施設が指定管理者制度を導入する際の個人情報の取り扱いについての規定と、職員等による個人情報の取り扱い等に係る罰則規程を追加するため、ご提案申し上げます。

次に、議案第23号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の成立により、地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うためご提案申し上げます。

次に、議案第24号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、国、県の給与構造の抜本的な改革に準拠し、給料表の水準を4.8%引き下げるとともに、年功的な給与上昇を抑制し、職務・+職責に応じた給料構造に転換するなど所要の改正を行うためご提案申し上げます。

次に、議案第25号 長井市特別職に属する者の旅費及び費用弁償に関する条例及び長井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について、ご説明を申し上げます。

本案は、職員等の旅費の特例に関する条例が平成18年3月31日で失効することに伴い、平成18年4月1日から特別職及び一般職の車賃、日当、宿泊料、食卓料等の額及び支給区分について改正を行うため、ご提案申し上げます。

次に、議案第26号 長井市誘致企業基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、基金会計の財産運営の効率化を図

るため、基金に属する現金を繰りかえて運営できるように定めるものでございます。

次に、議案第27号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、知的障害者援護施設入所者の医療の公費負担に係る、法の施行や関係要綱の見直しを受けて改正された山形県医療給付事業補助金交付規程に準拠し、所要の改正を行うためご提案申し上げます。

次に、議案第28号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部改正に伴い、介護保険料の額等の改定を行うものでございまして、保険料段階を5段階から6段階とし、負担能力に応じたきめ細かな保険料率の設定と、本改定の緩和措置もあわせて講ずるため、ご提案申し上げます。

次に、議案第29号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から南陽市斎場が稼動するため、及び地方自治法改正に準拠し、所要の改正を行うためご提案申し上げます。

次に、議案第30号 長井都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、公共下水道事業の第5期事業区域における受益者負担金に及び受益者分担金の額を定めるため、提案いたすものでございます。なお、金額の決定に当たっては、長井市公共下水道事業運営審議会にお諮りをし、ご答申をいただいておりますことも申し添えたいと思います。

次に、議案第31号 長井市職員の特殊勤務手当支給に関する条例を廃止する条例の設定

についてご説明申し上げます。

本案は、長井市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の規定に基づき、平成9年4月1日から平成18年3月31日まで支給を凍結しております特殊勤務手当について、平成18年4月1日から全廃するため、ご提案申し上げます。

次に、議案第32号 長井市低開発地域工業開発地区固定資産税免除条例を廃止する条例の設定についてご説明を申し上げます。

本案は、低開発地域工業開発地区における課税免除措置が本年度で終了することから、本条例を廃止するためご提案申し上げます。

次に、議案第33号 長井市重度心身障害児に対する手当の支給に関する条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、重度心身障害児に対しては、特別児童扶養手当制度による手当の支給が行われていること、及び児童手当制度の支給対象が小学校第6学年終了前まで引き上げられることなどから、本条例を廃止するためご提案を申し上げます。

次に、議案第34号 平成17年度長井市一般会計補正予算第8号についてご説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に1億117万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ110億9,261万1,000円といたすものでございます。このたびの補正は、主なものといたしまして、国民健康保険特別会計繰出2,285万2,000円、老人保健医療費給付事業特別会計繰出1,544万2,000円、置賜広域病院組合負担金2,758万1,000円、公共下水道事業特別会計繰出9,697万円などを追加し、余熱利用施設建設に係る置賜広域行政事務組合分担金1,783万6,000円、知的障害者指定施設支援費1,116万

3,000円などのほか、それぞれの事務事業における不用見込額を減額いたすものでございます。また、2款総務費に一括計上しております一般職の人員費について、それぞれの款への組みかえをいたしております。第2条の繰越明許費につきましては、表のとおり設定し、第3条の地方債の補正につきましては、表のとおり追加及び変更いたすものでございます。

次に、議案第35号 平成17年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明を申し上げます。

本案は、予算の総額に346万2,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,007万1,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、出産育児一時金と老人保健拠出金の額の確定による増額及びそれに伴う歳入の変更と一般会計繰入金等の額の確定による補正をいたすものでございます。

次に、議案第36号 平成17年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明を申し上げます。

本案は、予算の総額から1億7,921万2,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,147万円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入の主なものといたしまして、下水道使用料並びに借換債決定に伴う市債の減額補正を行うものでございます。

歳出におきましては、消費税の不足分及び工事請負費等の変更に伴う増額補正を行うとともに、公債費については借換債決定に伴う減額補正を行うものでございます。

第2条につきましては、当年度中に完了できない管渠工事について翌年に繰り越すもの

でございます。

第3条につきましては、条文のとおりでございます。

次に、議案第37号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第3号についてご説明を申し上げます。

本案は、予算の総額に1億7,338万6,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,139万3,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、平成17年度分の医療給付費の増額と、それに伴う支払基金交付金、国・県負担金及び一般会計からの繰入金金の増額といたすものでございます。

次に、議案第38号 平成17年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第2号についてご説明を申し上げます。

本案は、予算の総額に500万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,527万1,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきまして、基金繰入金を追加いたし、歳出につきましては山形鉄道助成費を追加いたすものでございます。

次に、議案第39号 平成17年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明を申し上げます。

本案は、予算の総額から950万3,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,989万5,000円といたすものでございます。

補正の主な内容といたしましては、公営企業借換債の起債額の決定による公債費の減額及び新規加入者汚水樹設置箇所の変更による事業費の減額をいたすものでございます。

次に、議案第40号 平成17年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第2号についてご説明を申し上げます。

+

本案は、予算の総額から45万2,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,995万2,000円といたすものでございます。このたびの補正は、訪問看護利用者数の見込み等を勘案し、減額補正をいたすものでございます。

次に、議案第41号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明を申し上げます。

本案は、予算の総額に386万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,729万1,000円といたすものでございます。

補正の内容につきましては、受給者の増加及び各種サービスの充実に伴う保険給付費の増額をいたすものでございます。歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等を充てるものでございます。

次に、議案第42号 平成17年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号についてご説明を申し上げます。

本案は、予算の総額から1,474万8,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,889万8,000円といたすものでございます。

補正の主な内容といたしましては、今年度予定いたしました浄化槽設置60基に対しまして、50基で確定したことにより、事業費を再精査し、減額いたすものでございます。

次に、議案第43号 平成17年度長井市水道事業会計補正予算第2号についてご説明を申し上げます。

本案は、第2条に定めました業務の予定量をそれぞれ減額補正し、第3条につきましては、第1款水道事業収益から328万7,000円を減額し、6億8,961万9,000円とし、第1款水道事業費用に496万6,000円を増額し、6億6,461万1,000円といたすものでございます。

第4条につきましては、本文括弧書きの中の条文を改めますとともに、第1款資本的収入から1,440万7,000円を減額し、2億8,709万3,000円とし、第1款資本的支出では2,472万2,000円を減額し、5億6,280万9,000円といたすものでございます。第5条につきましては、起債の限度額を表のとおり変更いたすものでございます。

次に、議案第1号 平成18年度長井市一般会計予算についてご説明を申し上げます。

予算編成の基本的な考え方につきましては、施政方針の編成方針の中でも申し上げておりますので、予算の概要についてのみ申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ前年度対比4,400万円、0.4%減の105億100万円と定めるものでございます。

次に、歳入の概要でございますが、市税につきましては、税制改正や景気回復の兆しが見られることなどから、前年度対比1億2,533万1,000円、4.1%増の31億9,219万9,000円を計上いたしております。地方交付税につきましては、地方財政計画に基づき推計した結果、前年度対比2,120万円、0.5%減の38億3,980万円となったところであります。国庫支出金につきましては、前年度対比339万1,000円、0.5%減の6億4,289万円、県支出金につきましては、前年度対比1,179万7,000円、2.7%増の4億4,871万円を計上いたしました。市債につきましては、臨時財政対策債3億3,680万円など、前年度対比6,150万円、7.9%増の8億4,430万円を計上いたしました。繰越金につきましては、前年度同額の1億円を計上しております。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、前年度対比469万4,000円、0.2%減の24億円7,296万2,000円を計上いたしました。

一般行政費につきましては、扶助費で児童手当の支給対象年齢が引き上げられたことなどから、260万6,000円、0.2%増となっておりますが、置賜広域病院組合負担金や積立金、さらに貸付金の減などにより、全体では前年度対比2億1,853万2,000円、4.8%減の43億7,989万2,000円を計上いたしました。投資的経費につきましては、伊佐沢コミュニティ施設整備事業、まちづくり交付金事業などで、前年度対比1億8,236万8,000円、33.0%増の7億3,577万1,000円を計上いたしております。公債費につきましては、前年度対比331万3,000円、0.2%減の15億5,279万円を計上いたしました。繰出金につきましては、各特別会計の繰出所要額を計上いたしましたもので、前年度とほぼ同額の13億5,758万5,000円となりました。第2条から第5条までは、条文のとおり定めるものでございます。

次に、議案第2号 平成18年度長井市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億円200万円と定めるものでございます。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税8億6,648万8,000円、国庫支出金7億3,248万円、療養給付費交付金6億2,412万4,000円等を計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費が前期高齢者の増加等による医療費の伸びにより21億1,262万円、老人保健拠出金につきましては、新規の該当がないことなどから3億3,681万1,000円、介護納付金につきましては、1億5,894万円等の所要額を計上いたすものでございます。

次に、議案第3号 平成18年度長井市物品調達特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ5,064万4,000円と定めるものでございます。一般会計などの予算に計上しております繰出金を歳入として受けまして、物品調達費などの歳出予算の所要額を計上いたしましたものでございます。

次に、議案第4号 平成18年度長井市公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,714万5,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、受益者負担金2,052万4,000円、下水道使用料2億7,267万5,000円、国庫支出金2億6,380万円のほか、一般会計繰入金及び市債などを見込み、計上いたしましたものでございます。

歳出の主なものといたしましては、汚水管渠の整備及び下水道管理センター改築更新工事委託料などに6億1,504万1,000円、公債費に12億624万5,000円等の所要額を計上いたすものでございます。第2条から第4条につきましては、それぞれ条文のとおりでございます。

次に、議案第5号 平成18年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,500万円と定めるものでございます。歳入の主なものといたしましては、支払基金交付金13億8,311万円、国庫支出金7億9,556万5,000円、県支出金1億9,850万8,000円、一般会計繰入金2億581万1,000円を計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、医療諸費が受給対象者数の減少及び診療報酬のマイナス改定等を踏まえ、前年度と比較いたしまして7.3%減の25億7,643万1,000円等の所要額を計上いたすものでございます。

+

次に、議案第6号 平成18年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,012万7,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、負担金3,665万円、一般会計繰入金1,335万円、基金繰入金5,000万円、山形鉄道株式会社への貸付金元利収入1,000万円などを計上いたすものでございます。

歳出につきましては、山形鉄道助成費5,000万円、基金積立金5,012万7,000円、基金繰入金1,000万円を計上いたすものでございます。

次に、議案第7号 平成18年度長井市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,752万7,000円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものといたしましては、使用料及び手数料5,213万3,000円、一般会計繰入金1億21万円などを見込み計上いたしたものでございます。

歳出の主なものといたしましては、公債費1億1,690万2,000円を所要見込額として計上いたすものでございます。第2条から第4条につきましては、それぞれ条文のとおりでございます。

次に、議案第8号 平成18年度長井市訪問看護事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,382万6,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものとしましては、訪問看護サービスに従事する人件費、訪問看護支援ソフトウェア料などを計上いたすものでござい

す。

財源につきましては、療養交付金及び利用料を見込み計上いたすものでございます。

次に、議案第9号 平成18年度長井市介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,655万8,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料4億5,807万円、国庫支出金5億9,363万2,000円、支払基金交付金6億8,070万5,000円、県支出金2億7,970万5,000円などを計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費に21億8,068万6,000円などを計上いたすものでございます。

次に、議案第10号 平成18年度長井市浄化槽事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億744万7,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、分担金1,180万円、使用料及び手数料539万6,000円、国庫支出金2,429万1,000円のほか、一般会計繰入金及び市債などを見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、浄化槽設置のための工事請負費7,956万円、浄化槽維持管理のための保守点検清掃委託料402万6,000円を所要見込額として計上いたすものであります。第2条から第4条につきましては、それぞれ条文のとおりでございます。

次に、議案第11号 平成18年度長井市用地特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ378万8,000円と定めるものでござい

す。一般会計の予算に計上しております繰出金を歳入として受けまして、土地開発公社経営健全化対策債の償還利子を歳出予算として計上いたしましたものでございます。

次に、議案第12号 平成18年度長井市水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

平成18年度は、第四次拡張事業では、耐震対策として石綿セメント管更新による有収率の向上、水需要や故障時に迅速に対応できる監視制御システムの近代化への改造、水道水源開発事業では、長井ダム建設の進捗を見ながら取り組んでまいりますとともに、引き続き安全でおいしい水の安定供給の確保に努め、経営の健全化に向けて努力をしまる所存でございます。

予算の内容でございますが、第3条に定めました収益的収入及び支出について、事業総収益は、前年度当初予算に比べ0.4%減の6億9,023万2,000円、事業総費用は1.5%増の6億7,092万4,000円を計上し、損益において405万4,000円の単年度純利益を予定いたしましたものでございます。

次に、第4条に定めました資本的収入及び支出において、収入総額は企業債、国庫補助金分担金及び負担金などを見込み、前年度当初予算に比べ20.8%減の3億4,988万7,000円、支出総額では、建設改良費及び企業債償還金を見込み、5億9,801万6,000円を予定いたしましたものでございます。差し引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金をもって補てんさせていただくものでございます。

次に、第5条は、企業債の借入限度額を表のとおり定めまして、第6条から第9条までは条文のとおりでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。これより質疑を行います。

まず、日程第12、議案第15から日程第29、議案第33号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案18件につきましては、関係する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

それでは、日程第12、議案第15号 市道路線の廃止についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第16号 市道路線の認定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第18号 運動公園整備事業用地の取得についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第19号 長井市まちづくり基本条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第20号 長井市国民保護協議会条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第21号 長井市特定非営利活動法人に対する市民税課税免除条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第22号 長井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第19、議案第23号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第20、議案第24号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第21、議案第25号 長井市特別職に属する者の旅費及び費用弁償に関する条例及び長井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第22、議案第26号 長井市誘致

企業基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議案第27号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第24、議案第28号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第25、議案第29号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第26、議案第30号 長井都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第27、議案第31号 長井市職員の特種勤務手当支給に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第28、議案第32号 長井市低開発地域工業開発地区固定資産税免除条例を廃止する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第29、議案第33号 長井市重度心身障害児に対する手当の支給に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第30、議案第34号から日程第51、議案第12号のまでの質疑を行います。

なお、これからの予算議案22件につきましては、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第30、議案第34号 平成17年度長井市一般会計補正予算第8号の1件について、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第31、議案第35号 平成17年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号から、日程第38、議案第42号 平成17年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号までの以上8件について、一括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第39、議案第43号 平成17年度長井市水道事業会計補正予算第2号の1件について、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第40、議案第1号 平成18年度長井市一般会計予算の1件について、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第41、議案第2号 平成18年度長井市国民健康保険特別会計予算から、日程第50、議案第11号 平成18年度長井市用地特別会計予算までの以上10件について、一括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第51、議案第12号 平成18年度長井市水道事業会計予算の1件について、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で、全議案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

日程第12、議案第15号 市道路線の廃止についてから、日程第29、議案第33号 長井市重度心身障害児に対する手当の支給に関する条例を廃止する条例の設定についてまでの一般議案18件は、別紙付託表のとおり、関係す

+

る常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

日程第30、議案第34号 平成17年度長井市一般会計補正予算第8号から、日程第51、議案第12号 平成18年度長井市水道事業会計予算までの予算議案22件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することと決定いたしました。

予算議案22件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することといたします。

## 散 会

○大沼 久議長 本日は、これをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時48分 散会